

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和8年9月8日	株式会社KSG(法人番号9230001013630) 代表者方山喜代志	富山県氷見市柳田1番地9	本社営業所	富山県氷見市柳田字布尾山1番地9	輸送施設の使用停止(52日車)	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第1項第3号、法第15条第4項	令和7年11月12日、富山労働局からの通報を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)(3)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)(4)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(5)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	6	6
一般貨物	令和8年9月17日	有限会社清水重建(法人番号1230002009503) 代表者清水雅樹	富山県南砺市岩武新441	本社営業所	富山県南砺市岩武新440-7、440-2	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第4項、法23条	令和8年7月15日、重傷事故を惹起したことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第10条第2項)(2)指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(3)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反(貨物自動車運送事業法第23条)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。